

両大戦間期三井物産と子会社による飼料取引の構造

—鶏卵・飼料の取引の連携に着目して—

小杉亮介

はじめに

一 三井物産による飼料取扱の展開

- 1 三井物産の地方進出方針と飼料取扱拡大のための子会社設立
- 2 三井物産の子会社を通じた混合飼料・配合飼料製造とその意義

二 三井物産と日本配合飼料株式会社による鶏卵・飼料取引の構造

- 1 日配と元売による特約店網形成
- 2 三井物産・日配による養鶏組合との鶏卵・飼料取引の構造

おわりに

はじめに

本稿では、兩大戦間期の三井物産株式会社（以下、物産）における飼料取扱、なかでも養鶏飼料の製造・販売を中心とし、その初期における生産体制の構築と、国内市場での取引の構造について明らかにする。一九二〇年代以降の物産の地方市場進出においては、農産物、なかでも雑穀類の取引が伸長したことが既存研究で指摘されている。その雑穀のうち、養鶏向けを中心とする飼料およびその原料となる雑穀の取り扱いは、一九三〇年代にかけて顕著な拡大を見せた。

戦前期国内における養鶏飼料産業、ならびに雑穀飼料業者（問屋）と総合商社による養鶏飼料取扱については、日本配合飼料株式会社（現、フィード・ワン株式会社）に関する通史的な研究⁽¹⁾が、また山崎広明がその研究の中で概略的に取り上げている。⁽²⁾より詳細には春日豊（一〇一〇）が、物産の飼料取扱における地方問屋・農村関係諸団体を通じた販売体制の構築と、一九二八（昭和三）年の子会社設立による混合飼料・配合飼料製造・販売への進出について整理している。⁽³⁾

また、物産の子会社である日本配合飼料株式会社では、各地の雑穀飼料・肥料業者を特約店化して、または養鶏組合・農業組合を介して需要者である養鶏家・養鶏業者へ飼料を販売したが、その飼料取扱は、物産による養鶏組合・農会からの鶏卵の集荷・販売をしてことしていたことが指摘されている。このうち鶏卵の集荷・販売については加藤慶一郎（一〇〇八）による詳細な研究⁽⁵⁾が存在するが、そこでは養鶏飼料の取扱の実態については課題として残されている。既存研究では、物産と日本配合飼料株式会社による養鶏飼料販売の全体像を必ずしも明確な形で整理しておらず、特に鶏卵・養鶏飼料それぞれの取引が連携できていた要因について、その具体的な中身にまで深く言及してこなかった。

本稿では、まず物産による子会社を通じた飼料製造・販売への進出過程を整理し、そのうえで、物産の鶏卵一手販売契約と日本配合飼料株式会社による飼料販売のそれぞれについて、その構造と相互の関連性とを具体的に明らかにする。

- (1) 飼料の研究社編『日配三五年史』日本配合飼料株式会社、一九六四。
- (2) 山崎広明「一九二〇年代の三井物産—経営戦略と経営動向—」中村隆英編『戦間期の日本経済分析』山川出版社、一九八一。
- (3) 春日豊『帝国日本と財閥商社—恐慌・戦時下の三井物産』名古屋大学出版会、二〇一〇。
- (4) 昭和戦前期には農家副業として展開された養鶏業が多かった（小杉亮介（二〇一四）「一九三〇年代における三菱商事の養鶏飼料取扱—合名会社伊藤和四五郎商店との提携による配合飼料生産・販売を中心に—」『三菱史料館論集』二五号、九五〇一四〇頁）。そのため、専業とはいえない経営組織において生産された鶏卵が、物産などの商社や地方問屋の手を通して各地で取引され流通していた。本稿では、やや煩瑣ではあるものの、副業養鶏家と専業養鶏家とを並列する意図で、鶏卵の生産者かつ飼料の需要者を意味する語句として「養鶏家・養鶏業者」と記述する。
- (5) 加藤慶一郎「両大戦間期における三井物産の農産物取引—鶏卵を中心に—」『流通科学大学論集・流通・経営編』二二(一)、二〇〇八、一五一〇一六五頁。

一 三井物産による飼料取扱の展開

1 三井物産の地方進出方針と飼料取扱拡大のための子会社設立

既存研究すでにふれられているように、物産が養鶏飼料を含む雑穀取引を拡大した背景には常務取締役・安川雄之

助の指揮において進められた物産の「地方市場進出」方針があつた。一九二六（大正一五・昭和元）年の第九回支店長会議における安川の訓示で「地方市場進出又ハ地方顧客引付策」⁽¹⁾の実施が提起され、さらに昭和恐慌下の一九三〇（昭和五）年下半期の「業務総誌」において、「薄利ノ小口商売ト雖モ煩ヲ厭ハズ」進めることが示された。⁽²⁾この「地方市場進出」方針に最も適合した商品が雑穀肥料類、つまり肥料や飼料であり、そのうち飼料は雑穀の取扱を増大させる重要な手段であったことが指摘されている。⁽³⁾

「地方市場進出」方針が示される以前の一九二四年から物産は各県各地域の「小資本」の雑穀飼料業者を相手に取引を行つており、「商売毛伸ビ利益率ノ多大ナリシ」状況であった。⁽⁴⁾しかし雑穀飼料業者が増加し、「大資本ヲ有スル者モ染手シ極ク薄利（但代金ハ現金）ニテ販売スル様ニ相成」⁽⁵⁾ったため、従来の「小資本」の雑穀飼料業者は飼料商品取引における「地方的 地盤ヲ侵蝕セラルル」事態となり、物産にとっては「現今迄ノ（雑穀飼料業者に対する。引用者注）売掛金モ渋滞勝トナリ（中略）妙味ナキ機運ニ相向」⁽⁶⁾う状況になった。また、名古屋支店の管轄する市場に三菱や湯浅などの競合が参入し、輸入飼料取扱での競争も激化しつつあった。

さらに、雑穀飼料業界の競争激化に加え、飼料を取り巻く外的な環境変化として、関税の問題があつた。一九二四年三月に関税率の一般改正が行われ、そこでは「肥料及飼料又は其の原料品」は「大體無税」とされていた。⁽⁵⁾しかし、輸入飼料が食料品またはその原料としても利用できる農産物の場合、飼料ではなく食料品関係の用途に転用される可能性があり、そうした事態が起きると、国産農産物保護のために輸入飼料に関税がかけられる場合があつた。事実、三菱商事株式会社（以下、三菱商事）において、一九二八（昭和三）年に同社が輸入した飼料小麦が買手によって製粉工場に売り込まれる事件が発生し、賠償を支払う事態となつていて⁽⁷⁾いる。一九二四（大正一三）年から満州玉蜀黍、高粱、カナダ産飼料小麦を飼料として盛んに輸入していた物産も、一九二八（昭和三）年頃には「Feed Wheat」ノ無税輸入ハ漸次困

難ナラントス」という見方を示していたが、危惧した通りにその後も国内で三菱商事の事例と同様の事件が多発したため、税関の取り締まりも厳格化し、一九三一年の関税改正で輸入に厳格な規定が設けられた。⁽¹⁰⁾また、一九二六年三月に関税定率法が改正され、一九一六（大正五）年以降は無税であつた高粱に一〇〇斤あたり二五銭の関税がかけられるようになった。⁽¹¹⁾

こうした関税の適用を回避する手段として、保税倉庫、ならびに保税工場の設立があつた。保税倉庫とは海外から輸入した貨物を正式な輸入手続未済の状態で一時保管し、その間は関税の徴収を猶予される倉庫設備である。⁽¹²⁾そして保税工場は、保税倉庫に併設され、外国から輸入した貨物について輸入税を徴収されず、その加工、あるいはそれを原料とした製品の生産、仕分けなどが可能となる工場で、一八九七（明治三〇）年制定の保税倉庫法を基盤とする保税工場法により税関長の認可を得て設置することが可能となつた。⁽¹³⁾ただし、保税倉庫・保税工場を設立するには税関長の許可是もちろん、倉庫の確保と工場建設のための設備投資が必要であり、相応の費用と時間を要した。

そこで物産は、「名古屋支店輸入飼料促進ノタメ」、つまり名古屋支店での輸入飼料取扱を強化するため、「従来ノ飼料商相手ノ商売ヲ主体トセズ新機運ニ適合シタル別動隊ノ販売機関ヲ設置」する計画を立てた。⁽¹⁴⁾この「別動隊ノ販売機関」、すなわち子会社として、名古屋市の雑穀飼料問屋・吉江齋治と提携して一九一八（昭和三）年に設立されたのが、吉江飼料株式会社（以下、吉江飼料）であった。吉江齋治は一九二一（大正一〇）年に湯浅竹之助商店（後の湯浅貿易株式会社）から独立して雑穀飼料業者となり、物産名古屋支店との雑穀取引を通じて成長した。輸入飼料を加工するための保税工場も物産の支援で設立しており、吉江齋治は物産の得意先であった。吉江飼料設立にあたっては、「吉江齋治経営ノ飼料保税工場並保税倉庫及全人飼料雑穀販売営業全部ヲ買収」し、資本金七万円のうち四万円は物産、三万円は吉江齋治が出資した。吉江飼料の取締役三名と監査役一名は物産から、取締役もう二名を吉江齋治側から出し、常務

取締役に吉江齋治が就くという経営体制であった。

吉江飼料設立の目的は言うまでもなく、「輸入税免許ヲ受ケ大量的ニ廉価ニ生産シ全国的ニ販売スル」こと、つまり輸入飼料の関税免除と地域市場における飼料販売の強化であった。⁽¹⁵⁾もし物産単独で「別動隊」を作るとなると「直接消費者ニ当ル爲人員増加ノ必要アリ／新設備（保税工場設備等）ニ多大ノ経費ト時日ヲ要スル事／地盤開拓ニハ相当ノ長時日ト豊富ナル経験ヲ要スル事」という困難があり、これらの必要条件を満たすために「長時日ヲ経過スレバ他商ニ先ンゼラル」、おそれがあつた。一方で吉江齋治は、すでに大阪税関から認可されて保税倉庫・保税工場を設立・運営しており、また物産とも飼料取引で関係が深く、国内市場での飼料販売に強固な地盤と経験を持っていた。物産は吉江飼料を設立することで、「吉江ノ経験ヲ利用シ（中略）他商ニ先ンジテ全国的ニ飼料界ニ活躍可能ニシテ当社現在一ヶ年約三百万円ノ飼料取扱高ヲ更ニ拡張發展セシムル事難事ニテハ無之」という自論見を持っていた。吉江飼料と物産の間では、原則、物産より原料となる飼料を買い入れ、他より原料を買入れる場合は物産の承認を得るという取り決めを行つており、そのため物産は、名古屋支店を通じて吉江飼料に飼料を供給できた。

吉江飼料をはじめ、保税工場を有する事業者が製造・販売した飼料製品には「混合飼料」と「配合飼料」の二種類が存在する。混合飼料は玉蜀黍や高粱など、数種類の雑穀を粉碎・混合して作られる飼料だが、飼料の効果を高めるためというよりも、むしろ輸入関税を回避することが目的の商品である。⁽¹⁶⁾一方、配合飼料は粉碎した雑穀に食塩などの無機物を配合して作られる飼料で、その原料の配合の如何によって家畜の成長や、鶏であれば産卵率を促進することを狙いとした商品であった。なお、混合飼料・配合飼料の原料となる玉蜀黍・高粱などの飼料穀物单品は、養鶏業では「单味飼料」と呼ばれ、それ単体でも鶏に給餌される飼料商品として流通していた。したがって、飼料市場では单味飼料、混合飼料、配合飼料が流通しており、このうち輸入の单味飼料にかかる関税を回避することが重要だったのである。

物産の飼料取扱、特に配合飼料に関してより重要なのは、一九二九（昭和四）年の日本配合飼料株式会社の設立である。同社設立に先立つ一九二八年に、物産は木村徳兵衛商店（木村球四郎。以下、木徳）と館野商店（館野栄吉。以下、館野）が保管倉庫として利用していた横浜市守谷町・興亞起業の倉庫一棟を借用して、保税倉庫・保税工場を設立した。⁽¹⁷⁾ 吉江飼料設立の際には物産は保税工場を設立しなかつたが、このとき設立に動いた発端として、物産・東京本社の篠田善次郎が関東での飼料小麦輸入販売を計画した際、数回輸入したうちの一回、小麦の品質が良好な二〇〇トン分が横浜税關当事者に無税通関拒否される事態があつた。⁽¹⁸⁾ 篠田が本店業務課に相談し、業務課を通じて関税課長に陳情したことで無税通関となつたが、今後も同様の事態を生じないよう、関税課長より保税工場の設立を勧められたとされる。⁽¹⁹⁾ 以上の経緯から興亞起業の倉庫の一角に保税工場を設立したが、これについて物産・木徳・館野で協議した結果、関税免除のために輸入飼料を粉碎するのであれば、それを合理的に配合して製品として販売するほうが良いという結論に至つた。当時、関税の問題から保税工場で二種から三種の飼料を粉碎・混合した製品が中部・伊勢湾地域一帯に普及していたが、それらは飼料の効果において工夫・改良の余地が多いもので、理想的な配合方法を確立すれば飼料製品として有望であるとの判断からであつた。

以上の経緯から、物産は、木徳・館野との合同で、新たに配合飼料製造・販売のための組織を設立することとなつた。⁽²⁰⁾ この配合飼料製造・販売の計画を進めるにあたり、物産は木徳、館野とともに、千葉県の国立畜産試験場で養鶏用配合飼料を研究していた技師の鈴木幸三と波多野正を訪問し、その研究の企業化を打診した。協議の末、企業化の運びとなり、一九二八年六月、物産、木徳、館野の三社が三〇〇〇円ずつ出資して日本配合飼料研究所が設立され、既設の保税工場を研究所の「横浜工場」として場内に粉碎機などの製造設備を設置した。波多野正の研究成果をもとに玉蜀黍・麩・大豆粕・無機塩類などを原料とする配合飼料の製造が開始され、一九二八年七月に「井桁三」の商標で「完全配合

飼料」として製品化し、販売を開始した。

一九二八年十一月まで、木徳が主体となり、日本配合飼料研究所での配合飼料製造・販売にあたったが、成績が上がらず七〇〇〇円あまりの損失を計上した。⁽²¹⁾ そのため協議のうえで十二月以降は物産参事の橋本房次が派遣され、その運営にあたることとなつた。すると一九二八年十二月から一九二九年五月までの間に、物産の取扱分だけで配合飼料の販売高一五二〇トン、売上金額一四万八〇〇円、利益にして五七〇〇円を計上し、木徳・館野の取扱分でも二五〇〇円の利益を計上した。

日本配合飼料研究所での配合飼料製造・販売は順調に推移したが、研究所の組織のまま運営を続けるにはいくつか不都合な問題が生じていた。第一に、年間三〇万円から四〇万円の配合飼料生産を行っているものの、会社組織ではないために税務署に申告しておらず、それが問題化することが懸念された。第二に、この時期には配合飼料製造・販売を行う競合他社に経営規模拡大の動きがあった。国内では東洋家畜飼料株式会社、日本飼料株式会社、峰岸工場などで生産設備の拡張の動きがあり、満州でも日清製油株式会社の所有する工場をはじめ、二、三の配合飼料工場が展開していた。それだけではなく新規参入の企業も増加しており、特に三菱商事が新規参入を検討していることを物産は警戒していた。⁽²²⁾ また、物産が子会社として設立した吉江飼料も競合となるため、同社と日本配合飼料研究所との調整も懸念事項であった。⁽²³⁾ いずれにしても、競争の激化に備えて生産設備を増強し、増産による製品価格低下を図る必要が生じたが、日本配合飼料研究所の組織のままでは「資金ノ関係其他」の面で困難があつた。

なにより物産が懸念していたのは、日本配合飼料研究所設立の根拠となつた国立畜産試験場との連携の問題であつた。⁽²⁴⁾ 国立畜産試験場の技師は物産に対し、その研究成果を公開して配合飼料の製造について指示を出す立場にあつた。しかし、日本配合飼料研究所は物産単独ではなく木徳・館野との共同経営であつたため、責任の所在が不明瞭であることか

ら、国立畜産試験場側がそうした組織体制に不満を示し、研究成果の公開を躊躇する場合があった。また、物産は日本配合飼料研究所設立時に、研究所内に養鶏場を設けること、そこで国立畜産試験場の技師が考案した配合飼料の実地試験を行うこと、そして販売する配合飼料の製法は表向き研究所の養鶏場で考案されたものとし、それは国立畜産試験場の技師が推奨するものとして広告すること、を約束していた。しかし設立から一年経過しても日本配合飼料研究所内の養鶏場を設けることができておらず、それに対し国立畜産試験場の技師から不満があり、約束が履行されない場合、物産との関係を断つという意向が示されていた。

以上の懸念点に加えて、物産としては養鶏組合中央会との連携を強めて各地方への単味飼料の供給を円滑にする狙いがあり、そのためには日本配合飼料研究所を独立した組織にし、養鶏組合中央会との連携を図りやすくする必要があつた⁽²⁵⁾。そこで物産、木徳、館野の三社合意のうえで日本配合飼料研究所を法人化することとなり、資本金六万円、一二〇〇株のうち物産が六割、木徳・館野がそれぞれ二割ずつで株式払込を行い、一九二九年十月に日本配合飼料株式会社（以下、日配）が設立された。以後、日配は橋本房次を社長に、物産が原料供給と販売の総代理店を務め、木徳、館野が元売となって販売を管掌し、横浜工場を拠点に配合飼料生産を拡大していった。販売の増加に伴い生産拠点も増え、一九三一年八月に名古屋工場が、十二月には門司工場が設立された⁽²⁶⁾。また、一九三四四年には、物産大連支店敷地内に混合飼料製造用の保税工場である大連工場が設立されている⁽²⁷⁾。

なお、日配設立後、吉江飼料は物産の傘下から離れていくことになる。一九三〇年七月十六日の「穀肥商品打合会議」にて、名古屋支店から「吉江工場ノ跡ハ直木（直木商店。引用者注）ガ引受交渉中ナリ。配合方法ヲ变ヘテ東京ト同ジ様ナモノヲ作ル必要アリト思フ」と報告したことに対し、業務課長からは「営業部ト販売上競争トナラヌ様豫メ打合セヨ要ス、ナルベク日本配合飼料ニヤラセタン」という意見が出されている⁽²⁸⁾。この応答からうかがえるように、この

頃には吉江飼料よりも日配のほうが飼料取扱の子会社として重要な位置にあったと考えられる。そして同年十一月三日には、物産の所有する吉江飼料の株式八〇〇株を一万二五〇〇円で売却することを決定している。⁽²⁹⁾ 吉江飼料はこの時期、資本金の七万円を超過する損失を出しており、物産の吉江飼料に対する売掛金は三万二〇六四円九二銭に上っていた。その売掛債権を一部でも回収する目的で物産は吉江飼料の株式を売却したのであり、こうして物産・吉江飼料の親子会社関係は解消されたのである。⁽³⁰⁾

一九三二年には物産神戸支店保有の網浜倉庫内に保税工場を設置し、牛・豚用の配合飼料製造・販売の子会社である畜産配合飼料株式会社（以下、畜産配合飼料）が設立された。⁽³¹⁾ 畜産配合飼料はその所在地を物産神戸支店内に置いており、実質は神戸支店の「一掛」という位置づけであった。物産神戸支店、木徳、そして神戸の飼料業者・直木商店が特約店となって畜産配合飼料の配合飼料を販売し、原料供給は物産神戸支店が一手に行う体制であった。畜産配合飼料の販路は「現在ノ養鶏飼料ノ販売網ヲ利用スル遣り方」で、販売方法も「日配社ノ遣り方ト同様」とされており、日配の養鶏飼料取扱で成功したモデルを牛・豚用飼料にまで拡張したものであった。

畜産配合飼料は一九三五年十月末に、養鶏飼料、牛・豚用飼料を一貫して合理的に製造・販売することを目的として、日配に買収され解散している。⁽³²⁾ これにより、畜産配合飼料の工場、製品、販売網がすべて日配に継承され、ここに、物産による子会社を通じた飼料取扱は日配による製造・販売体制として統轄された。

2 三井物産の子会社を通じた混合飼料・配合飼料製造とその意義

吉江飼料で生産していた混合飼料、ならびに配合飼料の原料内訳をそれぞれ次の第1表、第2表に、そして吉江飼料が一ヶ月に移入する単味飼料の数量・価額の見込を第3表に示した。各表からわかるように、複数種類の混合飼料・配

両大戦間期三井物産と子会社による飼料取引の構造（小杉）

第2表 吉江飼料株式会社
の配合飼料の原料内訳

餌別	原料	歩合
粉餌	包米粉末	7
	麩	2
	アンペスフラワー	1
練餌	包米中割	6
	玄碎米	2
	挽割高粱	2
撒餌	大麦	7
	包米大碎	1.5
	屑米	1.5

出典) 次の史料をもとに筆者作成
「名古屋ニ於テ飼料会社設立出資
ノ件」三井物産株式会社「取締
役会決議録」【物産02042】
1928年。

第1表 吉江飼料株式会社製造の混合飼料
の原料内訳

種類	原料	歩合	種類	原料	歩合
(1)	高粱	7	(4)	挽割玉蜀黍	7
	屑小麦	2		挽割屑豆類	3
	屑米	1			
(2)	粟	6	(5)	挽割玉蜀黍	7
	挽割大麦	2		大豆粕	3
	屑小麦	2			
(3)	挽割玉蜀黍	7	(6)	碎米	7
	屑小麦	2		大豆粕	3
	屑米	1			
(7)	挽割玉蜀黍	6			
	挽割大麦	1			
	屑米	2			
	燕麦	1			

出典) 次の史料をもとに筆者作成。:「名古屋ニ於テ飼料
会社設立出資ノ件」三井物産株式会社「取締役会決議
録」【物産02042】、1928年。

注1 (1)から(7)までの番号は製品の区分を明確にするため、筆者が便宜的に割り振った。

合飼料が製造されており、その生産のために複数の輸入単味飼料を大量に使用する必要があった。こうした多品種の商品製造に原料を供給することで、物産は雑穀の取扱を拡大したのである。吉江飼料設立の目的は物産の「販売網ノ拡充」だが、吉江齋治が從来有していた「地盤、老舗、一切」、つまり販路・取引先のすべてが吉江飼料に継承されることになった。⁽³³⁾ そのうえで、混合飼料・配合飼料の販売は吉江飼料が「直接」行うか、物産名古屋支店が担当し、物産名古屋支店を「経由スル」場合、「一袋二付（時価約七円）五錢ヲ手数料トシテ支払フ」こと、吉江飼料は物産へ「買付金担保トシテ持株ノ内三万円ヲ差入レルコト」（協議次第で担保金額は「増減」）などが取り決められていた。そのうえで物産にとって吉江飼料が重要であったのは、「当社（物産）引用者注）組織上入り込メサル中小養鶏家ノ実需ニ直接スル事（シカモ経費ヲカケス当社危険ヲ限定ス）」であった。つまり物産本体は飼料の最終消費者である養鶏家・養鶏業者と直接取引を行う意図はなかった。吉江飼料の代表も吉江齋治であり、「吉江齋治ノ地盤、経験、手腕ヲ『ニ活用セントス』と述べている。つまり、物産が自ら前に出ないでも養鶏業者にリーチすることがで

合飼料が製造されており、その生産のために複数の輸入単味飼料を大量に使用する必要があった。こうした多品種の商品製造に原料を供給することで、物産は雑穀の取扱を拡大したのである。吉江飼料設立の目的は物産の「販売網ノ拡充」だが、吉江齋治が從来有していた「地盤、老舗、一切」、つまり販路・取引先のすべてが吉江飼料に継承されることになった。⁽³³⁾ そのうえで、混合飼料・配合飼料の販売は吉江飼料が「直接」行うか、物産名古屋支店が担当し、物産名古屋支店を「経由スル」場合、「一袋二付（時価約七円）五錢ヲ手数料トシテ支払フ」こと、吉江飼料は物産へ「買付金担保トシテ持株ノ内三万円ヲ差入レルコト」（協議次第で担保金額は「増減」）などが取り決められていた。そのうえで物産にとって吉江飼料が重要であったのは、「当社（物産）引用者注）組織上入り込メサル中小養鶏家ノ実需ニ直接スル事（シカモ経費ヲカケス当社危険ヲ限定ス）」であった。つまり物産本体は飼料の最終消費者である養鶏家・養鶏業者と直接取引を行いう意図はなかった。吉江飼料の代表も吉江齋治であり、「吉江齋治ノ地盤、経験、手腕ヲ『ニ活用セントス』と述べている。つまり、物産が自ら前に出ないでも養鶏業者にリーチすることがで

第3表 吉江飼料株式会社が1ヶ月に所要する原料

	種類	数量(トン)	価額(円)	生産国
内国産		1,800	120,000	
外国産	玉蜀黍	2,000	126,000	南洋諸島及支那
	高粱	1,600	100,000	支那
	粟	300	20,000	支那
	大豆粕	300	14,000	支那、満蒙
	碎米	2,000	120,000	蘭貢及サイゴン
	小麦	2,400	168,000	カナダ及満蒙
	裸麦	300	22,500	満蒙
	大麦	300	22,000	満蒙
	燕麦	200	15,500	満蒙
小計		9,400	608,000	

出典) 次の史料をもとに筆寫作成「名古屋ニ於テ飼料会社設立出資ノ件」三井物産株式会社「取締役会決議録」【物産 02042】、1928年。

きるという意味での「飼料ニ付今一步進歩シタル販売機関」が吉江飼料だったものである。

日配の前身である日本配合飼料研究所では、少なくとも一九二八年五月から一九二九年五月まで、次の第4表の配合飼料を製造・販売していた。

表に示すように、配合飼料は一般的に鶏の生育段階や、季節により鶏が必要とする栄養素が違うことから春夏秋冬それぞれの時期に応じて種類が分かれていることが通常である。日本配合飼料研究所の場合も大きく分成鶏用、中雛用、また初生雛用(育雛用)があり、なかでも成鶏用の「一号(No.1)」は「綠餌」、すなわち蔬菜屑などの植物飼料を別途給餌する必要がないよう配合した製品であった。製品の容量は一二五斤、五〇斤、二五斤に分かれており、さらに「一般家庭向並に小規模の育雛並に成鶏飼育者のため、一〇キロ(約二貫六百六十匁)⁽³⁵⁾」の容量も揃えられていた。⁽³⁴⁾

表中の単価は「飼料ノ需要最盛期」である九月から翌年五月を除いた一九

二八年六月、七月中の製品売上の記録から算出しており、そのため最盛期における相場の高騰などは反映していないとみてよい。単価でみて、初生雛用、中雛用の「一号」、成鶏用の「一号」・「四号」と中雛用の「二号」の順に高価であった。付加価値の違いは種類・用途ごとに成分を調整し配合するために生じるのであり、そのように養鶏家・養鶏業者の需要に沿った製品を数種類用意するためにも、国立畜産試験場と連携して知見を得ることが重要だったのである。

第5表には同時期の日本配合飼料研究所の配合飼料の生産・販売実績を示した。表からわかるように、期間内の生産

第4表 日本配合飼料研究所が生産した配合飼料の種類（1928年12月～1929年5月）

用途	種類	水分	灰分	粗脂肪	粗蛋白質	炭水化物	単価		
							125斤	50斤	25斤
成鶏用	一号（No.1） (緑餌不要)	11.895	6.903	3.398	18.765	59.039	7.15	3.04	1.57
	二号（No.2）	11.820	8.083	3.310	19.050	57.737	7.10	3.02	1.56
	三号（No.3）	11.995	8.188	3.683	18.380	57.754	7.05	3.00	1.55
	四号（No.4） (撒き飼料)	12.425	1.443	3.593	11.487	71.052	7.15	3.04	1.57
中雛用	一号（No.1）	11.665	8.505	4.065	21.476	54.289	7.20	3.06	1.58
	二号（No.2）	11.970	8.315	3.425	20.335	55.955	7.15	3.04	1.57
初生雛用（育雛幼雛用）		11.635	8.480	5.490	18.337	56.058	7.40	3.15	1.70

出典) 次の参考文献および史料をもとに筆者作成。：飼料の研究社編『日配35年史』日本配合飼料株式会社、1964年、32頁／「養鶏飼料製造販売会社設立並当社出資ノ件」三井物産株式会社「取締役会決議録」【物産02045】、1929年。

注1 単価については1928年6月、7月中の製品売上の記録から算出している。

総数に差はあるものの、一二五斤入、五〇斤入の容量よりも、一二五斤入の容量のほうがやや生産数量に対する在庫の割合が小さい。これは、飼料が貯蔵可能な農業資材であり、大きなロットほど頻繁には購入されないのであろうこと、また、初期の国内養鶏業では農家副業による中小零細規模の養鶏が大半であったことに起因すると思われる。

前述のように日本配合飼料研究所は株式会社化するが、この法人化は配合飼料製品の販売戦略上も重要であった。日配の設立趣意書によれば、まず株式会社化して資金調達を容易にし、生産設備を拡充することで配合飼料の増産を実現する意図があった。それだけでなく、日本配合飼料研究所時代から作っていた配合飼料は、「効力ニ至ツテハ万人ノ認メル所ナルモ値段幾分高キ爲メ一般向トシテハ安値品ニ押サレル傾向アリ」という問題に直面していた。⁽³⁷⁾そのため物産は、従来の配合飼料製品各種を「一号品」として、それに対し相対的に廉価な「二号品」の製造・販売を企図していた。この「一号品」「二号品」という等級の区別は先に示した養鶏飼料の種別「一号」や「二号」と表現が重なり、わかりにくいが、物産の史料では「一号品」が「最上」、「二号品」が「並」というような意味合

5月)

50斤(30kg)					25斤(15kg)				
数量(袋)			金額		数量(袋)			金額	
生産	販売	在庫	売上	残高	生産	販売	在庫	売上	残高
1,967	1,924	43	5,806.72	130.72	496	496	—	774.62	—
1,029	1,014	10	3,050.72	40.30	163	145	18	225.36	28.08
1,411	1,299	112	3,897.00	336.00	183	181	2	280.55	3.10
920	899	21	2,718.68	63.84	63	63	—	98.57	—
770	732	38	2,224.86	116.28	335	299	36	469.21	56.88
706	660	46	1,996.88	139.84	351	349	2	546.57	3.14
2,584	2,562	22	7,980.60	69.30	1,045	1,044	1	1,750.20	1.70
9,387	9,090	292	27,675.46	896.28	2,636	2,577	59	4,145.08	92.90

料株式会社、1964年、32頁／「養鶏飼料製造販売会社設立並当社出資ノ件」三井物産株式会社「取締役

いで用いられている。次の第6表に、日本配合飼料研究所時代から製造していた製品である「一号品」と、日配の設立により製造を計画している「二号品」について、それぞれの所要原料を示した。「二号品」の販売単価は、あくまで計画段階ながら、四円九五銭と従来品よりも大幅に安く設定されている。それだけでなく、「二号品」は「一号品」に比べて玉蜀黍、高粱、小麦（飼料小麦）などの輸入の単味飼料の使用量が少なく、糠、麩など国内で供給可能な原料を豊富に使っている。こうして原料面でもコストの削減を図り、「効力ノ大差ナキ格安品」として計画された製品が「二号品」であった。「二号品」が実際にこの計画の内容通りに製造・販売されたかは、その後の日配の製造・販売を明らかにできる史料がないため不明だが、いずれにしても、物産は廉価品を用意することで従来の高付加価値品も含めた販売促進を狙っており、そうした複数の製品を製造できる体制を整えるためにも、日配の設立による資金調達の容易化と設備投資が必要だったのだろう。

物産が子会社を設立して配合飼料の取扱に進出した理由については、すでに述べたように、子会社への単味飼料の販売を通じて雑穀取扱を拡大できるという利点があつたことが指摘されている。しかし、物産は、たとえば日配とその元売の木徳・館野が地方の飼料業者へ販売する配合飼料その

両大戦間期三井物産と子会社による飼料取引の構造（小杉）

第5表 日本配合飼料研究所の配合飼料生産実績（1928年12月～1929年）

用途	種類	125斤（75kg）				
		数量（袋）			金額	
		生産	販売	在庫	売上	残高
成鶏用	一号（No.1）（緑餌不要）	4,768	4,737	31	33,604.05	221.65
	二号（No.2）	2,430	2,359	71	16,681.10	503.65
	三号（No.3）	2,391	2,205	186	15,545.25	1,311.30
	四号（No.4）（撒き餌粒）	972	966	6	6,837.00	42.30
中雛用	一号（No.1）	1,557	1,527	30	10,898.55	211.50
	二号（No.2）	1,053	1,013	40	7,202.55	282.00
初生雛用（育雛幼雛用）		3,513	3,483	30	25,417.80	216.00
数量・金額計		16,684	16,290	394	116,186.30	2,788.40

出典) 次の参考文献および史料をもとに筆者作成。：飼料の研究社編『日配 35 年史』日本配合飼料会決議録【物産 02045】，1929 年。

第6表 配合飼料「一号品」と「二号品」の所要原料

原料	一号品（従来品） 単価：125斤 7.05～7.4円 (0.056～0.059円/1斤)		二号品（廉価品） 単価：100斤 4.95円 (0.049円/1斤)	
	1ヶ月所要量（トン）	割合	1ヶ月所要量（トン）	割合
豆粕	69	13.8%	140	28.0%
糠	9	1.8%	130	26.0%
麩	21	4.2%	115	23.0%
玉蜀黍	174	34.8%	25	5.0%
高粱	68	13.6%	50	10.0%
小麦	111	22.2%	25	5.0%
塩類	20	4.0%	15	3.0%
魚粕	28	5.6%	0	—
計	500	100%	500	100%

出典) 次の史料をもとに筆者作成。：「養鶏飼料製造販売会社設立並当社出資ノ件」三井物産株式会社「取締役会決議録」【物産 02045】，1929 年。

ものの売上増加よりも、その配合飼料とあわせて地方の飼料業者へ単味飼料が販売されること、その地方への出荷が効率化され、単味飼料の売上が増加することをこそ重視していた。日配設立の趣意書によれば、（配合飼料。引用者注）ノ売行ハ完全飼料品（單味飼料。引用者注）ノ売行ハ大部分製品原料ト積合セニテ注文アル故、製品売行ノ増加ハ自然原料ノ注文高増加ヲ來シ、飼料原料商売上、仕入販売兩店共に勢トナリ、利益金モ增加スベシ」として

第7表 畜産配合飼料株式会社の牛・豚用配合飼料の1ヶ月所要原料と製品単価の見込

用途	牛用（単価：55.44円/トン）		
原料	1ヶ月所要量（トン）	工場着値	総額
大豆粕	300	48.72	14,616.00
落花生粕	234	52.08	12,186.72
玉蜀黍	364	50.40	18,345.60
米糠	156	26.80	4,180.80
菜種粕	52	41.16	2,140.32
肝油粕	52	67.20	3,494.40
麻実粕	26	43.68	1,135.68
高粱	39	44.18	1,723.02
モラスキット	26	42.00	1,092.00
胡麻粕	26	58.80	1,528.80
鰐粕	13	42.00	546.00
骨粉及塩	39	60.00	2,340.00
計	1,327		63,329.34

用途	豚用（単価：40.32円/トン）		
原料	1ヶ月所要量（トン）	工場着値	総額
牛用と共に各品（計）	100		3,696.00

出典) 次の史料をもとに筆者作成:「牛豚用、配合飼料、製造会社設立ノ件」三井物産株式会社「取締役会決議録」【物産02051】、1931~1932年。

豆粕や落花生粕など肥料に転用可能な植物粕類が多く、これらの原料そのものを肥料として地方へ売り込むことも畜産配合飼料設立の大きな目的だったのである。定款の案には「穀類並飼料原料ノ売買」が事業目的として定められ、さらには肥料取扱免許⁽³⁹⁾を得テ置クとしていた。**第7表**には畜産配合飼料の牛・豚用配合飼料について、同社の設立趣意書にある一ヶ月の所要原料および製品単価の見込を示した。牛・豚用配合飼料についても複数の単味飼料が用いられているが、先述のようにその内訳には大らしく、「穀類及飼料原料ノ売買」もその業務としていた。中核の配合飼料関係の業務についても「飼料ノ配合及配合飼料ノ売買」つまり賃搗も行っており、「賃搗収入」として年間二〇一六円の収入見込が建てられている。畜産配合飼料についても同様で、「外ニ飼料原料商売助長ニヨル利益ノ附、特ニコノ（牛・豚用配合飼料。引用者注）ニハ植物粕類多キガ故ニ新会社ハ肥料取扱免許ヲ得テ置ク」としていた。**第7表**には畜産配合飼料の牛・豚用配合飼料について、同社の設立趣意書にある一ヶ月の所要原料および製品単価の見込を示した。牛・豚用配合飼料についても複数の単味飼料が用いられているが、先述のようにその内訳には大らしく、「穀類及飼料原料ノ売買」もその業務としていた。中核の配合飼料関係の業務についても「飼料ノ配合及配合飼料ノ売買」つまり賃搗も行っており、「賃搗収入」として年間二〇一六円の収入見込が建てられている。

これらの原料そのものを肥料として地方へ売り込むことも畜産配合飼料設立の大きな目的だったのである。定款の案には「穀類並飼料原料ノ売買」が事業目的として定められ、さらには肥料取扱免許⁽³⁹⁾を得テ置クとしていた。第7表には畜産配合飼料の牛・豚用配合飼料について、同社の設立趣意書にある一ヶ月の所要原料および製品単価の見込を示した。牛・豚用配合飼料についても複数の単味飼料が用いられているが、先述のようにその内訳には大らしく、「穀類及飼料原料ノ売買」もその業務としていた。中核の配合飼料関係の業務についても「飼料ノ配合及配合飼料ノ売買」つまり賃搗も行っており、「賃搗収入」として年間二〇一六円の収入見込が建てられている。

穀取扱全体を拡大することをこそ目的としていたのである。事実、物産は「資本金六万円位ニテ鷄卵及飼料原料ノ取扱高増加シ、尚ホ製品（配合飼料。引用者注）ヨリモ相当利益ヲ挙ゲ得ル事故、当社単独ニテ創立スル方利益ナルモ」とまで述べており、子会社を通じた單味飼料販売に高い利益を見込んでいた。⁽⁴⁰⁾

- (1) 三井物産株式会社「第九回支店長會議議事録」【物産〇〇一九八一九】、一九二六、四頁。
- (2) 三井物産株式会社業務課「昭和五年下半期 業務總誌」【物産〇二六七三一—〇】、一九三〇、四六〇四七頁。
- (3) 三井文庫編『三井事業史 本編 第三卷中』三井文庫、一九九四、三〇一頁、三〇五頁／前掲、春日、三三三三頁。
- (4) 以下、「名古屋ニ於テ飼料会社設立出資ノ件」三井物産株式会社「取締役会決議録」【物産〇二〇四二】、一九二八。
- (5) 大蔵省編『明治大正財政史』第八卷、経済往来社、一九五九、四五六頁。
- (6) 沢田収二郎『日本の飼料経済構造』日本評論社、一九四四、九三一一〇頁。
- (7) 三菱商事株式会社編『立業貿易録』（社史で見る日本經濟史第三四卷）、ゆまに書房、一〇〇九、三一七頁。
- (8) 前掲、飼料の研究社編、二三〇二七頁。
- (9) 前掲、「名古屋ニ於テ飼料会社設立出資ノ件」。
- (10) 前掲、沢田、一〇三頁。
- (11) 前掲、大蔵省編、四六六頁。
- (12) 小林行昌『倉庫論』巖松堂書店、一九二七、三三三三〇三七七頁。
- (13) 前掲、小林、三三三三〇三七七頁／神戸商工會議所『保税工場の利用に就て』神戸商工會議所、一九三八、一〇二五頁。
- (14) 以下、前掲、「名古屋ニ於テ飼料会社設立出資ノ件」。
- (15) 以下、前掲、「名古屋ニ於テ飼料会社設立出資ノ件」。
- (16) 穀物に魚粉や貝殻など二～三種の原料を数%混ぜたもので、免税措置のとられてゐる輸入原料を、飼料以外の目的に

使用できないよう人為的に加工したものに過ぎない」高山幸英「飼料工業と粉体工学」『粉体工学会誌』第一五卷第六号、一九七八、三四七～三六九頁。

- (17) 「養鶏飼料製造販売会社設立並当社出資ノ件」三井物産株式会社「取締役会決議録」〔物産〇二〇四五〕、一九二九。
- (18) 既述のようすに飼料小麦などは食品原料に転用される場合があつたため、飼料小麦としての輸入を認めるか否かについて、小麦の品質が一つの基準となつた。一九三二年に飼料小麦の品質は容積一リットルあたり七三五グラム以下、それに含有される「完全粒」の重量は一三%以下でなければ輸入できなくなつた。前掲、沢田、一〇三頁。
- (19) 以下、前掲「養鶏飼料製造販売会社設立並当社出資ノ件」／細川善磨「飼料工業育ての親」橋本房次」『物語配合飼料史日本の畜産の追求』チクサン出版社、一九八二、五四～五五頁。
- (20) 以下、前掲、飼料の研究社編、二八～二九頁。
- (21) 以下、前掲、「養鶏飼料製造販売会社設立並当社出資ノ件」。
- (22) 三菱商事は一九三一年十二月、愛知県名古屋市の雑穀飼料問屋・合名会社伊藤和四五郎商店と提携し、同社の配合飼料製品に「三菱」の商標を付して販売を開始している。なお、国立畜産試験場の鈴木幸三は当初、自分たちの配合飼料研究を三菱商事に持ち込み、企業家することを検討していた。これは三菱商事ニューヨーク支店の元社員で、雑誌『鶏の研究』に関わっていた辻純一郎と鈴木幸三などが懇意であつたためで、その伝手を頼つてのことであつた。しかし、その折に物産本店業務課の山内勝巳と東京本社の篠田善次郎が国立畜産試験場に配合飼料研究の企業家を打診してきたため、結果として物産がその企業化を実現し、日本配合飼料研究所が設立されることになった。前掲、細川「飼料工業育ての親」橋本房次、六一頁。／前掲、小杉、一〇五頁、一一九頁。
- (23) 以下、前掲、「養鶏飼料製造販売会社設立並当社出資ノ件」。
- (24) 以下、前掲、「養鶏飼料製造販売会社設立並当社出資ノ件」。
- (25) 以下、前掲、「養鶏飼料製造販売会社設立並当社出資ノ件」。
- (26) 前掲、飼料の研究社編、三四～三六頁、五九～七五頁、七九頁。

- (27) 「日本配合飼料株式会社株式譲渡ノ件」三井物産株式会社「廻議綴」【物産〇一三九四】、一九三四／「混合飼料工場建物並倉庫新設費追加申請ノ件」三井物産株式会社「廻議綴」【物産〇一三九四】、一九三四／「混合飼料工場建物並倉庫新設費追加申請ノ件」三井物産株式会社「廻議綴」【物産〇一三九六】、一九三四。
- (28) 三井物産株式会社「穀肥商品打合会議報告」【物産調査〇〇一〇六一一二五】、一九三〇。
- (29) 以下、「吉江飼料株式会社当社持株八百株（四万円払込済）譲渡ノ件」三井物産株式会社「廻議綴」【物産〇一三八六】、一九三〇。
- (30) 実態として、日配設立後は、物産の配合飼料製造・販売に関して吉江飼料株式会社の名前は史料にあまり現れなくなるが、一九三三年、一九三四年に物産名古屋支店との取引も確認できており、取引関係自体は継続していたとみられる（三井物産名古屋支店『昭和七年下期 考課状』、一九三三／同『昭和八年上期 考課状』、一九三三／同『昭和八年下期 考課状』、一九三三／同『昭和九年上期 考課状』、一九三四／同『昭和九年下期 考課状』、一九三四／同『昭和九年上期 考課状』、一九三五／同『昭和拾年下期 考課状』、一九三五／同『昭和十一年上期 考課状』、一九三六／同『昭和十二年上期 考課状』、一九三七／同『昭和十二年下期 考課状』、一九三七／同『昭和十三年上期 考課状』、一九三八／同『昭和十三年下期 考課状』、一九三八／いすれも個人感）。その後、一九三七年には、吉江飼料は物産の競合である三菱商事から玉蜀黍を仕入れている（前掲、小杉、一三四頁）。
- (31) 以下、「牛豚用、配合飼料、製造会社設立ノ件」三井物産株式会社「取締役会決議録」【物産〇一二〇五一】、一九三一（一九三三）。
- (32) 「日本配合飼料株式会社二於テ畜産配合飼料株式会社ノ資産營業権等全部買収方承認ノ件」三井物産株式会社「廻議綴」【物産〇一四〇〇】、一九三五／「神戸支店对日本配合飼料株式会社引合店勘定開設並ニ各店对全社十一年度貸越限度ノ事」三井物産株式会社「廻議綴」【物産〇一四〇一】、一九三六。
- (33) 以下、前掲、「名古屋ニ於テ飼料会社設立出資ノ件」。

(34) 前掲、飼料の研究社編、三〇頁。

(35) 前掲、「養鶏飼料製造販売会社設立並当社出資ノ件」。

(36) 前掲、小杉、九八、一〇〇頁。

(37) 以下、前掲、「養鶏飼料製造販売会社設立並当社出資ノ件」。

(38) 以下、前掲、「養鶏飼料製造販売会社設立並当社出資ノ件」。

(39) 以下、前掲、「牛豚用、配合飼料、製造会社設立ノ件」。

(40) 前掲、「養鶏飼料製造販売会社設立並当社出資ノ件」。一部、句読点を筆者で補った。

二 三井物産と日本配合飼料株式会社による鶏卵・飼料取引の構造

物産と子会社・日配による養鶏飼料取引について論じられる場合、飼料の研究社編（一九六四）など配合飼料製造・販売の側に立った先行研究では、地方の問屋を特約店化して流通の系列化を図ったことが強調され、さらには需要者である養鶏家・養鶏業者を直接訪問し、販売を実現していくことが論じられてきた。⁽¹⁾ 一方で、春日（二〇一〇）や三井文庫編（一九九四）など物産側に立った先行研究では、物産が鶏卵一手販売契約を結んだ組合・農会を介して日配が飼料を需要者へと供給するという流通経路の構築に焦点が当たってきた。いずれの側面も相反するものではないものの、物産と日配、そして共同出資者・元売として協力していた木徳・館野との間で、それぞれの販売経路がどのように構築されていったのか、やや整理が曖昧なまま議論が進められてきた。本章では、日配による配合飼料販売における特約店網形成と、物産による養鶏組合・農会・購買組合連合会との鶏卵一手販売契約のそれについて、どのような構造で

成り立ち、相互に関連していたかを具体的に整理し、明確にする。

1 日配と元売による特約店網形成

日配の配合飼料の販売は、元売の木徳・館野と日配本体により行われたが、日本配合飼料研究所時代の一九二九年十月末に、販路として木徳は東京、千葉、埼玉、山形、秋田、岩手、宮城、長野、新潟を、館野は神奈川、群馬、栃木、茨城、福島、青森、山梨、静岡の各府県をそれぞれ担当することが決定された。⁽³⁾ また、一九三一年八月に日配の名古屋工場が設立されると、名古屋工場を中心とした販路は館野の名古屋支店が愛知、三重、滋賀、岐阜、静岡の、木徳の神戸支店が兵庫、岡山、広島、山口、島根、鳥取、富山、石川、福井、中国、四国全域の、そして物産石炭部の取引先であつた大阪の石炭問屋・宗像商会が京都、大阪、和歌山の売捌元となり、各府県で特約店網を形成した。一九三一年十二月には日配の門司工場が建設され、九州地方で米、雑穀、麦粉の取引先を築いていた木徳の九州支店、および同社の熊本出張所、鹿児島出張所が九州一帯の販売活動を展開した。

以上を踏まえて第8表に、一九二九年十月末から一九三〇年代にかけて、日配の各元売が開拓した特約店網を一覧化した。表からわかるように特約店は飼料業者・肥料業者に限定されていなかつた。木徳の特約店である佐藤宝海（秋田県）、室賀利一（群馬県）、浦上丑太郎（長野県）などの養鶏家・養鶏業者や、細川勇養鶏場（徳島県）、秀島農園孵化場（長崎県）、館野の特約店の丸吉農場（岐阜県）、そして宗像商会の特約店である一谷養鶏場、愛国農園、辻農園などの養鶏場・農場も特約店となつていていた。磯村合名会社（宮崎県）のように傘下に養鶏場を持っていた事業者も確認できる。さらに、中越養鶏組合連合会（新潟県）、尾北種禽連合会（愛知県）、小垣江組合（愛知県）、土岐津購買組合（岐阜県）、甲賀郡農会（滋賀県）、大阪府養鶏組合、綾部購買組合（京都）、那珂郡農会（徳島県）などの養鶏組合・農

第8表 1929年10月から1930年代にかけての各地域・元売ごとの特約店網

地域	元売（販売相当）	道府県	特約店	備考
北海道	三井物産 小樽支店	北海道	丹波屋商店	「飼料商店として道内一」(99頁)。もともと三菱養鶏飼料の特約店。1937年に日配養鶏飼料の特約店。
	木村徳兵衛商店	北海道	星商店 共成株式会社 福井清兵衛商店	
			坂野商店 後藤源四郎商店 高橋本藏商店 鹿野金助商店 森長治商店 村山栄治商店	
東北	木村徳兵衛商店	山形県	藤田久治商店 大里恒三商店 佐藤宝海	平賀養鶏組合組長、住職。
		秋田県	菊池商店 岩手商店	
		岩手県	岩手商店	
		宮城県	(五会社) 芦立菊治商店 渡兵商店	
		青森県	奈良岡辰三商店 対馬文治	
	鈴野栄吉商店	青森県		
	木村徳兵衛商店	東京	市川商店（市川賞澄） 篠崎商店（篠崎庄治） 海保商店（海保政五郎・嗣子登）	

両大戦間期三井物産と子会社による飼料取引の構造（小杉）

関東	
東京	宮伝商店（宮崎工ト） 朝日屋（鈴木魯一） 古谷商店（古谷武徳） 清水保貴商店 並木竹松商店
千葉県	島津重助商店 森川要商店 宮崎商店（宮崎耕作） 山下屋鍼松商店 久留里屋（岩瀬善太郎） 渡辺七郎商店 米惣商店（山崎乙二） さのや（橋本地三郎） 石橋良治商店
埼玉県	山下嘉兵衛商店 日向文三 小峯岩吉 都築清次郎 平賀信次郎商店 小島兼吉商店 岸田屋商店 横川忠三郎商店
茨城県	荒井清太郎商店 荒井為之助商店 大本二助商店 森戸忠一商店 宮崎忠七商店

後に荒井源太郎商店に改名

地域	元売（販売担当）	道府県	特約店	備考
		茨城県	北村翠商店	
			栗原釣次商店 室賀利一	麦粉、雜穀面、邑美郡農会技術、解卵・育雛業、鶏卵販売。
群馬県			森田牧三郎商店 田辺栄太郎商店 松原庫太郎商店 岸栄治商店 木戸邦一郎商店 峯村市郎商店 田角孫一郎商店 米庄商店 谷田川佐平商店	
関東	銭野栄吉商店	栃木県	小菅彦四郎商店 篠原久兵衛商店 さざや田中平次郎商店	
		福島県	菅本庄治商店 川口忠八商店 小山常八商店 五十嵐泰治商店 日光屋松田商店 鈴木進商店	
		神奈川県	鈴木作助商店 奥津彦兵衛 溝呂木所左衛門商店 田中惣吉商店 江成商店	

両大戦間期三井物産と子会社による飼料取引の構造（小杉）

中部		
長野県	木村徳兵衛商店	岡村定商店 浦上丑太郎 武居善重商店 島田園一郎商店 赤羽商店 吉村弘商店 諏訪部商店 伊藤商会支店 下平清八商店 浜義一商店
新潟県		中越養鶏組合連合会 田村商店 小内商店 関清松商店 万屋商店 小杉慶次商店
山梨県		北川幾蔵 野中莊八
静岡県	舩野栄吉商店	鈴木安平商店 伊藤伊平商店 天野弁藏商店 山本米穀店 鈴木弥太郎商店 高橋寅吉商店 雜賀治郎商店 岩崎喜平商店

地域	元気（販売担当）	道府県	特約店	備考
中部	館野栄吉商店	静岡県	松山清一郎商店 田辺肥料店 勝又商店 鈴木延重商店 服部規矩郎商店	
愛知県	館野栄吉商店 名古屋支店		柴田豊一商店 平松商店（平松キワ） 三和飼料（片桐頼助・高田耕平） 広中実之助 杉浦商店 万音商店 佐藤庄治商店 尾北種禽連合会	
岐阜県			水野半次郎商店 木全商店 岩井三郎商店 平手商店 中七商店 吉浜家畜産飼料合資会社 小垣江組合	
			山本好夫商店 桑原華喜夫商店 丸吉農場 林公平商店 安江義次商店 土岐津購買組合	

両大戦間期三井物産と子会社による飼料取引の構造（小杉）

		堀川恭平商店 山下屋 藤本光藏商店 右柳商店 ひめじや商店 延命商店
近畿	兵庫県 大村徳兵衛商店 神戸支店	堀口商店 赤津一雄商店 藤橋商店 堀川清五郎商店 岡本乙松商店 高原沢一郎商店
	三重県 館野栄吉商店 名古屋支店	伊藤清吉商店 甲賀郡農会
	滋賀県	多度養鶏組合長.
	大阪府 宗像商会	—谷養鶏場（—谷豊次） 大阪府養鶏組合 愛國農園 辻農園 赤松卯藏商店
	京都府 内藤克三	西岡商店 綾部購買組合 渡辺弥藏商店 池貞商店
山陰	松原商店 米沢商店 伊吹商店 大村徳兵衛商店 神戸支店	日配畜牛飼料も仕入. 日配畜牛飼料も仕入. 日配畜牛飼料も仕入.

地域	元売（販売担当）	道府県	特約店	備考
山陰	木村徳兵衛商店 神戸支店	鳥取県	小綿商店 金織兼三商店 米原正一商店 清水商店 飯塚善兵衛商店	日配備牛飼料も仕入、 日配備牛飼料も仕入、 日配備牛飼料も仕入、 日配備牛飼料も仕入、
中国	木村徳兵衛商店 神戸支店	山口県	吉井重三郎商店 防長産業 赤城肥料店	
四国	木村徳兵衛商店 神戸支店	香川県 高知県 愛媛県 徳島県	山陽物産 安藤商店 松原秀雄商店 西山合名 勘藤商店 阿部商店 村沢商店 藍谷商店 夏目商店 細川勇養鶏場 那珂郡農会	
九州	木村徳兵衛商店 九州支店	福岡県	梅崎源九商店 柳沢銳一商店 肘井伴六商店 奥鶴一商店	「養鶏の先覚者」(p.97) 異物商（飼料は兼業）、
	大分県	宇佐屋商店	佐藤商店	

両大戦間期三井物産と子会社による飼料取引の構造（小杉）

	斎藤精一商店 上田次六商店	阿蘇の玉蜀黍を集荷・粉碎し飼料として販売。
九州	大村徳兵衛商店 九州支店	宮崎県 磯村合名会社 原田房吉商店
	大村徳兵衛商店 熊本出張所	吉沢商店 継方商店 松永商店
	大村徳兵衛商店 鹿児島出張所	鹿児島県 森永練乳 秀島農園孵化場 長崎県 林田実穀商店
		日配畜牛飼料、養鶏飼料を仕入。

(出典) 次の文献、史料をもとに筆者作成。: 飼料の研究社編『日配 35 年史』日本配合飼料株式会社、1964 年、81~99 頁、「鶏卵一手販売契約並ニ中央会トノ輪旋契約締結ノ件」三井物産株式会社「廻議録」[物産 02391]、1934 年。

注 1 表中「備考」欄の()内にある「** 頁」のページ数は、本表の出典のうち飼料の研究社編 (1964) から参照した情報が記載されているページ数を指す。

会・購買組合連合会も特約店となっている。先述の佐藤宝海と一谷養鶏場の代表・一谷豊次、伊藤清吉商店（三重県）など、養鶏組合長ないしその指導的立場にあった特約店もあり、彼らの所属する養鶏組合・農会・購買組合連合会もまた特約店化されていたことが推測される。

いくつかの先行研究では、当初、養鶏家・養鶏業者の間で配合飼料に対する信用が十分ではなかったことから、木徳・館野の社員はもちろん、日配社長の橋本房次や、ときに国立畜産試験場技師の波多野正も同行して各地の養鶏家を直接訪ね、配合飼料の効果と信頼性について説得し、配合飼料の普及に尽力していたことが紹介されている。⁽⁴⁾また、特約店に関しては、前掲第8表にあるように、物産小樽支店・穀肥部長に赴任した篠田善次郎が三菱商事の特約店であった丹波屋商店を物産側に引き抜いた事例もあり、物産の支店が特約店確保に乗り出す場合もあった。⁽⁵⁾

ただし、物産およびその支店が、個々の養鶏家・養鶏業者へ直接取引に向けてアプローチすることは、原則なかつたと考えてよい。物産が「当社単独ニテ創立スル方利益ナルモ」とまで言いながらも木徳・館野と日配の共同経営をした理由は、保税倉庫・保税工場の確保以来築いてきた相互の関係もあり、また両社ともに单味飼料の得意先であつたため、その取引関係を失うという事情もあつた。しかしそれ以上に重要だったのは、木徳・館野との共同経営により、物産がリスクを負わずに両社の地盤を利用して、地方市場へ飼料を売り込むことができるためであつた。木徳・館野とともに有力飼料商であり、各地方市場で販売力を有していた。地方での飼料販売は「広範囲ニ亘リ極メテ小口物」のため、物産は「從来通り両店へ任セル方有利」という判断を下していた。飼料の一手販売権 자체は物産が握り、「（但当社自ラ地方へ販売スル権利ヲ留保ス）」とはしつつも、木徳・館野を「特約販売元」として、各々担当の地域で売り込みをさせることが基本であつた。木徳・館野の担当地域外があれば、その土地の地方問屋を「販売元」とし、もしその地方問屋からも買おうとしない養鶏家・養鶏業者に対しては、日配から「直接売込ミ口錢ノ一部ヲ當該販売元ニ分与ス」という体

制をとつていた。そのため、少なくとも飼料については、物産から個々の養鶏家・養鶏業者との直接取引を志向するところはなかつたのである。

したがつて、各地の養鶏家・養鶏業者が日配の配合飼料・単味飼料を手に入れる場合、その所属する養鶏組合・農会・購買組合連合会、あるいはその地域の地方問屋から購入するという構造になつてゐた。このうち養鶏組合・農会・購買組合連合会に対しても、物産は鶏卵取引において直接取引関係を結ぶ主体であり、先行研究ではその鶏卵取引と飼料取引との連携が常に強調されてきた。次節では、物産の鶏卵取引が円滑に拡大した背景にあつた仕組を明らかにし、それがどのように日配の飼料取引を支えたのかについて述べる。

2 三井物産・日配による養鶏組合との鶏卵・飼料取引の構造

既述の通り、物産の日配を通じた養鶏飼料取扱では、物産が養鶏組合・農会・購買組合連合会と一手販売契約を結んで生産された鶏卵を集荷し、その集荷をしてこととして飼料を養鶏家・養鶏業者に販売してゐたことが指摘されている。そして、それ単体では口銭収入しか発生しない鶏卵一手販売契約の意義は、組合・農会に対して養鶏飼料を一手に供給できる点にあつたことも先行研究で指摘されている⁽⁷⁾。そのうえで、鶏卵・飼料のそれぞれの取引の具体的な議論に移る前に、第9表に、一九三〇年代に物産が養鶏組合・農会・購買組合連合会との間で結んだ鶏卵一手販売契約を一覧化した。表をみると、一手販売契約は必ずしも組合・農会・購買組合連合会との間にとどまらず、飼料業者などの事業者とも行われていた。表で太字にしたように、日配の配合飼料の特約店であった長野県の島田園一郎商店と一九三〇年に鶏卵一手販売契約を結んでいる。また、一九三四年に一手販売契約を結んだ長野県東部北信養鶏組合は、もともと日配の配合飼料の特約店でもあつた伊藤傳兵衛商店が組織変更したものである（前掲第8表も参照）。伊藤傳兵衛商店はもともと

第9表 1930年代における物産と養鶏組合・購買組合・農会等との鶏卵・手販売契約状況

契約		契約店	組合・事業者名 (○内は道府県)	販売区域	備考
年	月	日	期間 (部・支店)		
1930	5	1	2年 営業部	中三鶏卵連合会 (愛知県)	日本
1930	5	1	2年 営業部	学母養鶏組合 (愛知県)	日本
1930	5	1	2年 営業部	棚尾養鶏組合 (愛知県)	日本
1930	5	1	2年 営業部	大浜養鶏組合 (愛知県)	日本
1930	5	1	2年 営業部	鷺塚家禽組合 (愛知県)	日本
1930	5	1	2年 営業部	上野養鶏組合 (愛知県)	日本
1930	5	1	2年 営業部	東浦養鶏組合 (愛知県)	日本
1930	5	1	2年 営業部	二本木山養鶏組合 (愛知県)	日本
1930	5	1	2年 営業部	新川養鶏組合 (愛知県)	日本
1930	5	1	2年 営業部	稻垣虎太郎	日本
1930	5	1	2年 営業部	岩津養鶏組合 (愛知県)	日本
1930	6	15	1年 営業部	志多見養鶏組合 (埼玉県)	日本
1930	6	15	1年 営業部	千葉県香取郡家禽購買販売組合	日本
1930	6	15	1年 営業部	群馬県邑楽郡農会	日本
1930	6	15	1年 営業部	群馬県養鶏組合連合会	日本
1930	6	15	1年 営業部	宇頭茶屋連合会 (愛知県)	日本
1930	6	15	1年 営業部	島田園一郎商店 (長野県)	日本
1930	7	1	1年 営業部	東三鶏業組合 (愛知県)	日本
1930	7	1	1年 名古屋支店	吉浜家禽組合 (愛知県)	日本
1930	9	25	1年 営業部	安西養鶏組合 (愛知県)	日本および海外
1930	12	16	2年 営業部	愛知県養鶏組合連合会	日本および海外
1931	2	28	5年 営業部	磐田郡養鶏組合連合会 (静岡県)	日本および海外
1931	3	2	1年 営業部	周智郡養鶏組合連合会 (静岡県)	日本および海外
1931	3	2	1年 営業部	榛原郡養鶏組合連合会 (静岡県)	日本および海外
1931	4	1年 営業部	静岡県駿東郡養鶏組合連合会	日本および海外	

両大戦間期三井物産と子会社による飼料取引の構造（小杉）

1931	6	1	1年	営業部	千葉県販売購買組合連合会	日本および海外
1931	6	24	1年	営業部	小笠郡養鶏組合連合会（静岡県）	日本および中国内地および海外
1931	12	3	1年	営業部	三ヶ島郡養鶏組合（埼玉県）	日本および海外
1932	12	8	2年	営業部	愛知県大浜養鶏組合	日本および海外
1932	12	8	2年	営業部	愛知県棚尾養鶏組合	日本および海外
1932	12	8	2年	営業部	愛知県新川養鶏組合	日本および海外
1932	12	8	2年	営業部	愛知県中山養鶏組合	日本および海外
1932	12	8	2年	営業部	愛知県鷲羽養鶏組合	日本および海外
1932	12	8	2年	営業部	愛知県上町養鶏組合	日本および海外
1932	12	8	2年	営業部	愛知県中御養鶏組合	日本および海外
1932	12	8	2年	営業部	愛知県平七養鶏組合	日本および海外
1932	12	8	2年	営業部	岡田隆一	日本および海外
1932	12	8	2年	営業部	愛知県養鶏組合連合会	日本および海外
1933	3	30	2年	営業部	引佐郡養鶏組合連合会（静岡県）	日本および海外
1933	3	30	1年	営業部	静岡県駿河中部養鶏組合連合会	日本および海外
1933	6	29	2年	営業部	佐賀県松浦村養鶏組合	日本および海外
1933	9	18	1年	門司支店	富山県養鶏組合連合会	日本および海外
1933	10	6	2年	営業部	長野県東部北信養鶏組合	日本、海外
1934	3	22	2年	営業部	静岡県駿河中部養鶏組合連合会	日本、台湾、朝鮮、樺太、および海外
1935	11	20	2年	営業部	島根県養鶏組合連合会	日本、台湾、朝鮮、樺太、および海外
1936	3	19	2年	大阪支店		もと伊藤傳兵衛商店 契約年月日に「〔次〕」とあり。 契約年月日に「〔次〕」とあり。

出典) 次の史料をもとに筆者作成：愛知県産業部編「愛知県副業資料（二）養鶏組合ニ関スル調査」愛知県産業部、1923年、14頁／三井物産株式会社「第四十二回事業報告書」[物産 00615-31]、1930年、93～94頁／同「第四十三回事業報告書」[物産 00615-32]、1931年、95～96頁／同「第四十四回事業報告書」[物産 00615-33]、1931年、97～98頁／同「第四十五回事業報告書」[物産 00615-34]、1932年、96頁／同「第四十七回事業報告書」[物産 00615-36]、1933年、97～98頁／同「第四十八回事業報告書」[物産 00615-37]、1933年、92～93頁／同「第四十九回事業報告書」[物産 00615-38]、1934年、112頁／同「第五十五回事業報告書」[物産 00615-42]、1934年、115～116頁／愛知県下各養鶏組合トノ委託販売契約更迭確認組合ノ件」三井物産株式会社「廻議録」[物産 02385]、1930年／「愛知県碧海郡安西養鶏組合ト貢契約組合並ニ中山、豊田商店トノ日ノ出印鶏卵委託貲付契約書二部追加ノ件」三井物産株式会社「廻議録」[物産 02386]、1930年／「静岡県養鶏組合中央会ト鶏卵購買販賣契約並ニ磐田郡養鶏組合連合会、周智郡養鶏組合連合会及小笠郡養鶏組合連合会ト鶏卵委託販売契約組合ノ件」三井物産株式会社「廻議録」[物産 02387]、1931年／「鶏卵一手販売契約並ニ中央会トノ特許契約締結ノ件」三井物産株式会社「廻議録」[物産 02394]、1934年。

物産に鶏卵を出荷していた事業者であり、養鶏組合中央会に所属したことを機に名称を「東部北信養鶏組合」に変更し⁽⁸⁾たのである。したがって、組合組織にとどまらず、一定規模の鶏卵を取引できる事業者との間に物産は一手販売契約を結んでいたとみてよいだろう。

物産の鶏卵一手販売契約では、鶏卵代金は「荷物受渡完了ノ翌日」に送金された。⁽⁹⁾たとえば、島田園一郎商店に日配の配合飼料を売る担当は木徳であったが、日配の親会社である物産が島田園一郎商店の鶏卵を一手に集荷し、その支払いを即時に行うこととは、木徳と島田園一郎商店との配合飼料取引の円滑な継続に寄与したものと考えられる。また、表中に灰色をした愛知県養鶏組合連合会および同県の大浜養鶏組合、棚尾養鶏組合、新川養鶏組合、鷺塚養鶏組合、上町養鶏組合は一九三〇年から一九三一年の間に、静岡県駿河中部養鶏組合連合会は一九三三年にそれぞれ一手販売契約を結んでいるが、愛知県の各組合は一九三三年に、静岡県駿河中部養鶏組合連合会は一九三五年に一手販売契約を再度結んでいる。静岡県駿河中部養鶏組合連合会については一九三五年の契約年月日に「(改)」という付記があり、契約内容の変更に伴う再契約と思われる。一方で愛知県の各組合については契約期間満了、あるいはその期日が近づいたことをもっての再契約と考えられる。鶏卵の一手販売契約では、契約期間が満期を迎えても別段申し出がない場合には期間が延長される取り決めの契約もあったが、そうでない場合、表で灰色をした各組合のように再度、一手販売契約を結んだものと思われる。

前掲第9表でみたように物産は一九三〇年代半ばまでに多数の組合・農会、そして事業者との間に鶏卵の一手販売契約を結んでおり、この一手販売契約が、その契約相手へ日配の配合飼料を販売することに寄与したとされている。しかし、管見の限り、その鶏卵と飼料それぞれの取引がなぜ連携できていたのかについて具体的に明らかにした研究はない。先行研究がふれているように、物産が鶏卵を一手に引き受け、その代金を即時送金することは、鶏卵の現金化を急ぐ養

鶏家・養鶏業者、養鶏組合・農会・購買組合連合会にとって、物産と取引するインセンティブが働いたと思われる。物産側としては、鶏卵の集荷と迅速な現金化を交換条件として、子会社・日配の飼料を売り込みやすくてきた側面はあるだろう。とはいっても、組合・農会・購買組合連合会、およびその傘下の養鶏家・養鶏業者側に、必ずしも日配の養鶏飼料を購入・利用するインセンティブがあるわけではない。あくまでも、物産が鶏卵の一手販売と即時の現金化を行うことをレバレッジとして、組合・農会に日配の養鶏飼料を売り込んでいるという構造である。加えて、配合飼料は三井物産・日配だけではなく、三菱商事をはじめ保税工場を有するその他の雑穀飼料業者によっても製品化され、販売されている。第10表に示すように、全国購買組合連合会が調査した主要な事業者だけで、一九三三年時点で総計三八六種類の飼料が製造され、市場に流通していた。このうち、三井物産・日配は一二種類の配合飼料製品を展開していたが、競合の三菱商事は一九種類を市場に展開していた。以後も多数の事業者によって様々な配合飼料製品が市場展開され、飼料についての統制が始まつた一九三九年時点においても約三六〇種類の配合飼料製品が流通している。⁽¹⁰⁾ つまり、市場には日配の競合となる配合飼料製品が豊富に流通していたのである。また、必ずしも各地の鶏卵集荷で物産が支配的な地位を築いていたわけではなかった。一九三〇年代にはすでに全国米穀販売組合連合会（全販連）や日本鶏卵会社など、内地卵（国産鶏卵）取扱で物産の競合は多く、物産が一手販売契約を締結していた地盤には、物産と一手販売契約を結んでいない養鶏組合も存在しており、その組合に鶏卵を出荷する養鶏家・養鶏業者ももちろん存在した。⁽¹¹⁾ 後述するように、物産以外の事業者に鶏卵を委託する組合、物産と鶏卵取扱で競合関係にある地方問屋などのなかには、養鶏家・養鶏業者から現金買で鶏卵を集荷する者もいた。つまり、物産が取り組んでいた鶏卵の即時現金化自体は、物産の競合によつても行われていたのである。

鶏卵取引、飼料製造・販売のそれについて、物産・日配に多数の競合が存在していた状況は、特に有力な養鶏組

第10表 1933年における国内主要配合飼料製造事業者の販売実績

所在地		事業者名	配合飼料				
			製品種類 (数)	販売高			
県	市区町村・郡			数量		金額(円)	
	貫		比率 (/総計)				
東京都	日本橋区	日本配合飼料株式会社 (三井物産)	12	9,898,556	20.9%	n.a.	
	麹町区	三菱商事株式会社	19	7,754,400	16.4%	1,850,510	
神奈川県	横浜市	日本栄養食料株式会社	7	2,059,087	4.4%	523,485	
愛知県	名古屋市	合名会社 伊藤和四五郎商店	47	13,350,000	28.2%	3,100,000	
		河田師郎	40	2,747,200	5.8%	n.a.	
	知多郡半田町	株式会社萬三商店	2	1,355,141	2.9%	287,806	
長崎県	長崎市	鈴木五郎	6	21,003	0.0%	51,173	
大阪府	大阪市	合資会社米田商店	16	1,984,355	4.2%	445,259	
兵庫県	神戸市	日本家畜飼料株式会社	51	1,968,763	4.2%	441,271	
		神戸飼料合資会社	58	1,247,796	2.6%	274,515	
広島県	呉市	山岡寅松商店	18	69,421	0.1%	13,507	
三重県	津市	株式会社 築地川喜多商店	36	806,552	1.7%	183,272	
福岡県	門司市	合名会社土井治吉商店	11	1,436,540	3.0%	n.a.	
熊本県	宇土郡三角町	辻友四郎	20	613,617	1.3%	138,691	
鹿児島県	鹿児島市	上野商事合名会社	8	490,767	1.0%	109,849	
		合資会社三星商会	2	1,018,240	2.2%	243,000	
佐賀県	唐津市	瀬戸吉治	15	242,534	0.5%	62,506	
	牛津町	坂井商事合名会社	18	238,268	0.5%	59,927	
総計			386	47,302,240	100%	7,784,771	

出典) 次の史料をもとに筆者作成。:全国購買組合連合会『飼料ニ関スル調査』全国購買組合連合会, 1938年, 63~64頁。

注1) 出典史料では、戦前期に国内最大の雑穀飼料問屋とされていた愛知県知多郡半田町の杉治商会(杉浦助治)の1933年における飼料販売実績が調査できず、集計から漏れている。なお、1937年時点の杉治商会の配合飼料販売数量は、およそ15万トン(4,000万貫)であった。前掲『飼料ニ関スル調査』, 64頁。

合・農会・購買組合連合会との鶏卵取引について物産側に一定程度の努力を必要とさせたと考えられる。物産が鶏卵一手販売契約を結んでいた養鶏組合に、「本邦最大出荷組合ノ一」とされた愛知県の東三鶏業組合があった。東三鶏業組合が物産に委託する鶏卵は、一九三一年で毎月約七〇〇〇函、金額にして四万二〇〇〇円であった。⁽¹³⁾その後も物産と東三鶏業組合は一九三二年から一九三五年まで六〇〇〇から一万函、金額にして三万円から六万五〇〇〇円の規模で鶏卵取引を行い、全国的に産卵が減少した一九三六年にも六五〇〇函・五万円の取引実績を持っていた。⁽¹⁴⁾

上記のように取引が長期に継続していたことからみて、物産は東三鶏業組合と円滑に取引を継続することができていたとわかるが、このように大規模に鶏卵を取り扱うことのできた東三鶏業組合であれば、物産に対して交渉力を發揮することも可能だろうし、条件次第では物産の競合他社との取引を選択することもできたはずである。また飼料も、たとえば三菱商事など、日配以外の有力な事業者から仕入れる選択肢もあつただろう。であれば物産は、競合他社も実施しているような鶏卵の即時現金化とは別に、有力な養鶏組合・農会・購買組合連合会が物産との鶏卵取引を選好し、かつ日配の配合飼料および単味飼料を購入してもらえるよう誘導する取組が必要であつたと考えられる。

前掲第9表からわかるように、物産の一手販売契約の多くは愛知県と静岡県に属する組合との間で結ばれており、物産が取り扱った鶏卵は愛知県と静岡県の各組合傘下の養鶏家・養鶏業者による生産品が中心であったといえる。昭和戦前期の中部地方・伊勢湾地域の養鶏業では愛知県が突出しており、他県に比べて大規模な経営の養鶏業者も分厚く存在し、飼料市場としても最大の市場であった。⁽¹⁵⁾そのため、日配と木徳・館野も両県所属の組合に対しても盛んに配合飼料を供給していたと考えられる。物産による鶏卵の一手販売契約に関して、物産の各年の「廻議綴」からは、個々の組合・農会との間で交わされた契約内容の詳細を知ることができるが、そのうち愛知県の養鶏組合に対しては、物産から前貸金を融通していたことがわかっている。前貸の実施で最も早い時期のものでは、鶏卵の一手販売契約は成立しておらず、

仲介業務のみにとどまつたが、一九二七年の「三州鶏卵組合」に対し確認できる。「三州鶏卵組合」とは詳細には「三州幡豆郡連合会（八組合）外四個ノ鶏卵組合」であり、すなわち合計一二の組合に対して総額一万二〇〇〇円の前貸を行つた。従来、これらの組合からの鶏卵など「総数三十五個ノ生産組合品」の集荷・販売と、一万二〇〇〇円の無担保による前貸を、同じく愛知県の日ノ出組合が行つていた。その集荷を物産が一手に引き受け、物産から日ノ出組合へ委託するという契約が結ばれ、「三州鶏卵組合」への一万二〇〇〇円の前貸も物産が引き受けることとなつた。「三州鶏卵組合」からの返済は「生産品每函十／二十銭ノ割、約一ヶ年七ヶ月以内二回収予想」とあり、つまり一〇函ごとに二〇銭の割合で、物産からの代金支払いより差し引く形で行われたとみられる。物産が仲介して日ノ出組合へ委託する「三州鶏卵組合」生産品の取扱高は毎月一万一〇〇〇函・約一萬円で、物産側には「毎半期金七千円」の利益が見込まれていた。物産側にはこの時点で鶏卵を一手に販売する権利はなかつたものの、「現下輸入支那卵ガ内地卵ニ圧倒セラレテ輸入漸減ノ折柄当社トシテハ内地卵ニカラ入ルル要アリ（中略）将来名古屋支店ノ是等鶏卵組合ニ対シ飼料売込上ニ資スル所モ頗ル多シ」として、この前貸の実施を決断している。

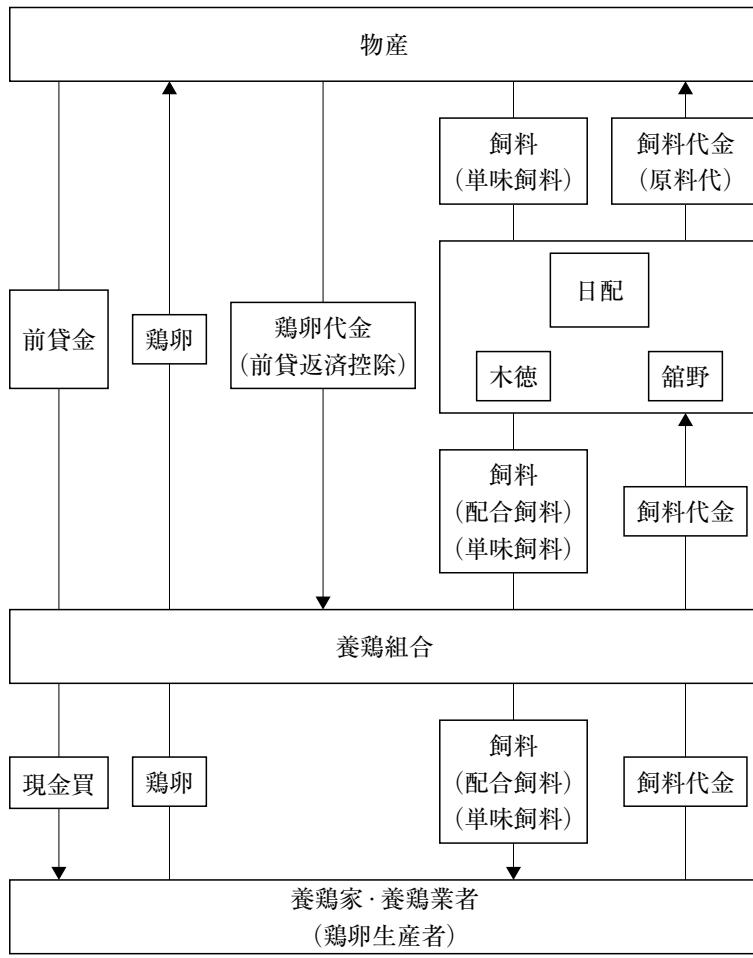
一九三一年には、愛知県の大浜養鶏組合に対し、物産から函材と飼料の買付に関わる資金一五〇〇円の前貸を行つた。⁽¹⁷⁾ これが議案として出されている。この前貸では大浜養鶏組合の「荷物特約荷受者」である豊田正治、合資会社中山商店に連名の保証手形を出させ、そのうえで大浜養鶏組合が月五〇円ずつ償却することとなつていて。また、大浜養鶏組合はすでに一九二七年十二月に物産から三〇〇〇円の貸付を受けており、その償却残高六〇〇円を即時返済することも条件となつていて、このように大浜養鶏組合が「債務返済振確実」であることが前貸の可否の判断材料となつていて。

こうした前貸が頻繁に行われていたのは、先述の東三鶏業組合に対してであった。一九三一年に東三鶏業組合へ「鶏卵仕入資金」として三〇〇〇円の前貸を行うことが議案として提出され、認可されている。⁽¹⁸⁾ 返済方法は、組合員連帯の

約束手形を差し入れさせ、十五ヶ月間、毎月二〇〇円を物産が東三鶏業組合に支払う鶏卵代金から差し引く形で行うとされている。先述のようにこの年の東三鶏業組合が物産に委託した鶏卵が毎月約七〇〇〇函・四万二〇〇〇円であり、前貸金三〇〇〇円を上回る規模であることをもって担保は「ナシ」とされている。東三鶏業組合の組合員に充分な資本を持つ者がいることも、前貸を行うことの担保となっていた。

東三鶏業組合へは、一九三三年（二五〇〇円。毎月二〇〇円を十三ヶ月間で返済）、一九三四年（二五〇〇円。毎月二〇〇円を返済。期限の明記なし）、一九三五年（二一〇〇〇円。毎月一〇〇円で一九三六年八月末までに返済）、一九三六年（二〇〇〇円。毎月二〇〇円の返済で、期限の明記なし）にも鶏卵仕入資金の前貸が行われた。⁽¹⁹⁾ 各年の前貸において、組合員連帯、あるいは組合役員の約束手形を差し入れることや、毎月の返済は物産が支払う鶏卵代金より差し引く形で行うことなどの条件はすべて共通であり、東三鶏業組合からの返済も円滑であった。

東三鶏業組合への前貸は基本的に組合からの要望によるものであり、その背景には豊橋市方面における激しい競争状態が存在した。⁽²⁰⁾ この当時、豊橋市方面に現れた有力な別の組合が現金買を始め、東三鶏業組合の組合員であつた養鶏家・養鶏業者が一部奪われる事態が発生し、その対抗として東三鶏業組合は鶏卵の現金買を強化する必要があつた。また、地方問屋による現金買も起きており、それに対抗しつつ、東三鶏業組合が地方問屋の基盤に進出するためにも前貸金の融通が必要だったのである。一九三二年には物産の模倣をして養鶏家・養鶏業者に前貸を行い、一定期間の鶏卵委託契約を結ぶ競合他社も現れ、物産と東三鶏業組合の地盤は常に脅かされていた。⁽²¹⁾ 物産による東三鶏業組合への前貸は奏功したとみられ、一九三四年には「三河国、一川駅方面」、一九三五年には「宝飯郡地方」へ東三鶏業組合が地盤を拡張するため前貸が行われており、物産と東三鶏業組合による鶏卵取引を伸展させることにも寄与するようになつていた。⁽²²⁾



第1図 三井物産・養鶏組合間の鶏卵一手販売契約と日本配合飼料株式会社・養鶏組合間の飼料取引

出典) 筆者作成。

物産としても東三鶏業組合への前貸は「本商内助長ニ必要」⁽²³⁾としており、大口の鶏卵取引先である東三鶏業組合の競合に対処しつつ、さらには同組合の鶏卵集荷を拡大させることは重要であったと考えられる。そして一九三七年にも東三鶏業組合へ前貸が行われ、その内容は「鶏卵並ニ飼料買付資金融資」となっていた。⁽²⁴⁾ 金額は二〇〇〇円、毎月二〇〇円の返済で、それ以前の前貸と同じ条件での融資であった。つまり、最終的には、物産による東三鶏業組合への前貸は、同組合の鶏卵仕入に関する支援を超えて、組合が仕入れる飼料の買付資金の支援にまでも進んだのである。

以上の物産と愛知県の各養鶏組合との間で確認された、資金前貸を伴う鶏卵一手販売契約と、日配・木徳・館野と養鶏組合との間の飼料取引の構造を、第1図に示した。大浜養鶏組合や東三鶏業組合は、物産からの前貸金を受けて自らの地盤の養鶏家・養鶏業者から鶏卵を現金買で仕入れ、物産はその鶏卵を一手に集荷して前貸金の返済分を控除した代金を支払った。また、物産からの前貸金は各組合が函材などの資材や飼料を買い付けるための資金としても使われた。そのうち飼料買付に関しては、そのための資金を物産から前貸され、かつ鶏卵一手販売契約を結んでいる関係上、物産傘下の日配から仕入れていたとみてよいだろう。激しい競争が存在する環境下で、物産は大手の養鶏組合に対して前貸による鶏卵の確保や飼料買付の支援を行い、鶏卵取引、そして日配による飼料取引の双方を円滑に、かつ強固にしていたと考えられる。

- (1) 前掲、飼料の研究社編／前掲、細川。
- (2) 前掲、春日／前掲、三井文庫編。
- (3) 以下、前掲、飼料の研究社編、六五頁、八一頁、九〇～九一頁、九七～九八頁。
- (4) 前掲、飼料の研究社編、七九～八〇頁。／前掲、細川、六七頁。

- (5) 前掲、飼料の研究社編、九四頁。
- (6) 以下、前掲、「養鶏飼料製造販売会社設立並当社出資ノ件」。
- (7) 前掲、春日豊、三三五頁。
- (8) 「鶏卵一手販売契約並ニ中央会トノ斡旋契約締結ノ件」三井物産株式会社「廻議綴」[物産〇二三九四]、一九三四。
- (9) 三井物産株式会社「一手販売契約摘要（一手供給・下請販売委託・販売協定ヲ含ム。機械部関係契約ヲ除ク）」[物産調査〇〇一〇六一二六七]、一九三五。
- (10) 前掲、沢田、一二二頁。
- (11) 前掲、加藤、一五六～一五八頁。
- (12) 「鶏卵仕入資金貸付ノ件」三井物産株式会社「廻議綴」[物産〇二三九一]、一九三一。
- (13) 「豊橋東三鶏業組合ヘ鶏卵仕入資金貸付ノ件」三井物産株式会社「廻議綴」[物産〇一三八八]、一九三一。
- (14) 「鶏卵仕入資金貸付ノ件」三井物産株式会社「廻議綴」[物産〇二三九一]、一九三一／「鶏卵仕入資金貸付ノ件」三井物産株式会社「廻議綴」[物産〇二三九四]、一九三四／「鶏卵仕入資金貸付ノ件」三井物産株式会社「廻議綴」[物産〇二三九五]、一九三五／「鶏卵仕入資金貸付ノ件」三井物産株式会社「廻議綴」[物産〇二四〇四]、一九三六／「豊橋東三鶏業組合ヘ鶏卵並ニ飼料買付資金融資ノ事」三井物産株式会社「廻議綴」[物産〇二四〇八]、一九三七。
- (15) 前掲、小杉、一二一～一二九頁。
- (16) 以下、「三州鶏卵組合ヘ貸付金支出ノ件」三井物産株式会社「廻議綴」[物産〇二三八〇]、一九三七。
- (17) 以下、「愛知県碧海郡大浜町大浜養鶏組合委託荷前貸金ノ件」三井物産株式会社「廻議綴」[物産〇一三八七]、一九三一。
- (18) 以下、前掲、「豊橋東三鶏業組合ヘ鶏卵仕入資金貸付ノ件」／前掲、「鶏卵仕入資金貸付ノ件」[物産〇二三九一]、一九三一。
- (19) 前掲、「鶏卵仕入資金貸付ノ件」[物産〇二三九二]、一九三一／前掲、「鶏卵仕入資金貸付ノ件」[物産〇二三九四]、一九三一。

三四／前掲、「鶏卵仕入資金貸付ノ件」【物産〇一二三九九】、一九三五、／前掲、「鶏卵仕入資金貸付ノ件」【物産〇一二四〇四】、一九三六。

(20) 以下、前掲、「豊橋東三鶏業組合へ鶏卵仕入資金貸付ノ件」。

(21) 前掲、「鶏卵仕入資金貸付ノ件」【物産〇一二三九一】、一九三一。

(22) 前掲、「鶏卵仕入資金貸付ノ件」【物産〇一二三九四】、一九三四／前掲、「鶏卵仕入資金貸付ノ件」【物産〇一二三九九】、一九三五。

(23) 前掲、「鶏卵仕入資金貸付ノ件」【物産〇一二四〇四】、一九三六。

(24) 以下、「豊橋東三鶏業組合へ鶏卵並ニ飼料買付資金融資ノ事」三井物産株式会社「廻議綴」【物産〇一二四〇八】、一九三七。

おわりに

本稿で示したように、日配および木徳・館野の飼料の特約店となるのは、島田園一郎商店のように単独で物産と鶏卵の一手販売契約を締結できる規模の事業者や大規模経営の養鶏業者、あるいは養鶏組合・農会・購買組合連合会であり、そうした規模の相手に対し、木徳・館野、日配、そして場合により物産の支店も乗り出して、個別訪問で特約店化していった。各地の養鶏家・養鶏業者は、日配の特約店となるような経営規模ではない限り、所属する養鶏組合・農会・購買組合連合会、あるいは日配の特約店である地域の地方問屋から日配の飼料を購入した。

物産・日配による組合・農会・購買組合連合会との鶏卵・養鶏飼料それぞれの取引に関しては、少なくとも愛知県の大手の養鶏組合に対して、前貸金の融通が行われていた。前貸金は養鶏組合がその地盤の養鶏家・養鶏業者から鶏卵を

集荷するための現金買を支え、また、函材などの資材や飼料を買い付けるための資金的援助として機能していた。養鶏組合など組合側はその前貸金を物産から支払われる鶏卵代金から差し引かれる形で返済するが、東三鶏業組合のように大量の鶏卵を物産と取引する組合にあっては、毎月の鶏卵代金から差し引かれる前貸金の返済額はわずかな割合であり、必ずしも不利な条件での融資ではなかつたと考えられる。

以上のように、物産は前貸金の融通という手段を講じて、鶏卵主産地である愛知県の有力な組合との鶏卵一手販売契約を強固に維持し、日配はその資金の前貸を伴う取引関係を通じて、各組合に飼料を売り込んでいたとみられる。既存研究では、物産による鶏卵の即時現金化がメリットとなり、各地の養鶏組合が物産との取引を選好し、日配の飼料もその関係性によって組合に供給された、という説明がなされるのみであった。しかし、それだけでは十分な説明ではなかった。物産の鶏卵取引においても、日配の飼料販売においても多数の競合が存在する中で、鶏卵・飼料それぞれの取引が連携して機能するためには、資金の前貸という養鶏組合への支援も必要だったのである。